

# 事務所通信

澤口会計事務所

9月号

2010年 8月31日

小金井市東町4 - 38 - 27 2F

TEL 042-386-7080 FAX 042-386-7081

E-mail sawaguchi-kaikei@globe.ocn.ne.jp

澤口会計事務所

税理士 澤口 豊

## < 防災の日～非常食の税務上の取り扱い～ >

9月1日は「防災の日」です。1923年(大正12年)9月1日に発生した関東大震災に因んで1960年(昭和35年)に制定されました。また、この時期は台風の襲来が多く、「災害への備えを怠らないように」という意味合いもあります。制定の前年の1959年(昭和34年)には、甚大な被害を及ぼした伊勢湾台風が襲来していました。昭和57年からは9月1日を含む1週間は防災週間と定められ全国各地で防災訓練が行われています。

台風の記憶として残っているのは、昭和49年、多摩川が決壊して狛江市の民家が流されたことです。ニュース映像や、ドラマ「岸辺のアルバム」(私は見ていませんが)など多くの人の記憶に残っているものと思います。そのころの私の住まいは狛江市の対岸、少し上流の稲城市で多摩川から歩いて5分程度の場所でした。当時小学生であった私は多摩川まで様子を見に行きました。土手ぎりぎりまで迫ってくる茶色い濁流が川幅いっぱいにながら流れていく様子は今でも頭の隅に記憶として残っています。もう少し水量が増加したら稲城市も大きな被害を受けていたように思います。

災害に備えて非常食を用意している方はいらっしゃると思います。企業によっては従業員などのために相当の非常食を用意しています。非常食を購入した場合の税務処理については迷うところです。消耗品や切手などで未使用のものについては原則「貯蔵品」として資産計上し、使用した時点で費用処理します(各事業年度ごとにおおむね一定数量取得され、かつ、経常的に消費されるものについては購入時の費用にできます)。非常食も未使用であるので資産計上が必要と考えられなくもありませんが、非常食は備蓄することが目的であり、その時点で事業の用に供したものとされます。従って購入費が数千円、長期間の保存が可能であったとしても資産計上せず購入時の費用になります。

前職場において非常食がありましたが消費期限切れ直前に食べていたように記憶しています。災害時に食べるのが本来の目的ですが、これについては目的外がいいですね。非常食といえば昔は「カンパン」、今もそのイメージが残っていますが、最近はゴハン、カレー、汁物などで味も充実しているようです。

9月1日は他にも「くい(杭)の日」、「キウイの日」といった語呂合わせによる記念日や「宝塚レビュー記念日」などがあります。

## < 医師の確定申告～概算経費が認められています～ >

会計のルールは収入から費用を差し引いて利益を計算します。税金の計算は実額である会計上の利益をもとに計算することを原則としますが、医師の社会保険診療報酬については概算経費が認められています。実際に発生した経費と概算経費を比較して有利な方を選択することが可能です。

例えば、社会診療報酬が2,000万円の場合の概算経費は72%の1440万円です。実際の経費が1000万円であれば差額440万円、所得税・住民税の税率が33%であれば約150万円の節税効果があります。

概算経費率は収入に応じて次のようになっています。社会保険診療報酬が5,000万円を超えると適用がありません。規模や収入が少ないほど概算経費の割合が高くなります。

社会保険診療報酬	概算経費速算式
2,500万円以下	社会保険診療報酬×72%
2,500万円超 3,000万円以下	社会保険診療報酬×70% + 50万円
3,000万円超 4,000万円以下	社会保険診療報酬×62% + 290万円
4,000万円超 5,000万円以下	社会保険診療報酬×57% + 490万円

昭和29年に「社会保険診療報酬制度の適正化が実現するまでの暫定措置」として立法されましたので、現在ではその意義は果たされたとして廃止の議論があります。人の生命に係わる医師が安心して働けるようにという大義名分に置き換えて存置することも考え方としてはあろうかと思いますが、節税額も大きいですし医師だけを優遇する本制度を存置するというのは難しいかもしれません。存置するにしても上限額、割合について検討の余地はあると思います。医師会は存置を訴えています。

当事務所のある東小金井駅周辺は歯科医院が多いですが、全国的にみてもコンビニより多いと言われる程ですからその数の多さはうなずけるところです。競争は激しく、また治療においては口臭のする方もいるし、私が行ったことのある医院では子供に手をかまれていた先生もありました。間違いがあってはいけないですし、人の口の中を治療するなんて大変な仕事だなあと感じています。初期投資も大きく、その返済なども考慮すると優遇があってもいいのかなと思いますし、仮に自分が歯科医であれば税制優遇は当然の権利と考えるかもしれません。他の診療科目についてもそれぞれの事情があるでしょう。

国の財政、公平性からすれば廃止なのかもしれませんが立場が変われば考え方も異なります。この辺は私心のない中立的な立場で政治家に決断、法整備をしていただきたいと思います。

#### <相続税～分割協議のやり直し～>

相続が発生した場合、遺言がなければ相続人全員で分割協議を行います。また、遺言書があったとしても相続人全員が合意すれば分割協議を行うことは可能と考えられています。そして一度確定した分割協議について「やり直し」をしたい場合、相続人の全員が合意すればやり直すことは可能です。

一般的にやり直しということはないと思いますが、分割協議後に状況が大きく変化したためやり直したいということがあります。例えば事業承継する長男が事業用財産を相続したが、そのすぐ後に長男が病気になり事業を継続できない状況になったため次男に事業を承継させたいという場合です。また、相続した財産の価値が分割協議後に著しく減少した相続人のやり直しの主張に他の相続人が応じるということがあるかもしれません。

しかし税務上は、やり直しは新たな財産の移転と扱われ贈与税の対象になります。財産が不動産であれば贈与額も多額になり、贈与税も高額になるものと思われます。安易なやり直しは命取りです。

相続人が一人でも欠けている分割協議や、財産を隠していた等一定の事由があれば分割協議は無効になります。無効である場合の分割協議のやり直しについては贈与の問題は発生しません。

#### < 厚生年金の保険料率が変わります >

平成 22 年 9 月分(10 月納付分)から以下に変更になります。

15.704%            16.058%

厚生年金は毎年 0.354% ずつ上昇し、18.30% まで引き上げる予定です。

事業主、従業員が折半するのでそれぞれの負担料率は 8.029% です。

健康保険もあわせたそれぞれの負担料率は、東京都の場合、13.439% (介護保険・該当)、12.689% (介護保険・非該当) です。

#### < 9 月の税務など >

・ 8 月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限 9 月 10 日(金)
・ 7 月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限 9 月 30 日(木)
・ 1 月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限 9 月 30 日(木)
・ 消費税の年税額 400 万円超の 1 月、4 月、10 月 決算法人の中間申告	申告期限 9 月 30 日(木)

#### < あとがき >

赤坂にある迎賓館に行ってまいりました。年 1 回、夏に 2 週間程度一般公開しています。事前に往復ハガキに希望日などを記入して申し込み、抽選に当たらなければ見学できません。昔は許可人数が少ない上に希望者が多かったためなかなか当たらなかったようですが、平成 17 年の実績では約 4 万人の希望者に対して 3 万人が見学できたので昨今の当選確率は高いものと思われます(平成 18 年から平成 20 年は改修工事で実施なし、平成 21 年は公開データなし)。

最寄駅は四ッ谷駅で徒歩約 7 分です。外堀通りを南にしばらく進むと迎賓館が正面に見えてきます。しばし門の外から外観を眺めます。



正門



正門越し見える迎賓館

賓客が来たときは正門を開けてお招きするようですが、見学者は少し先の西門からの入館です。事前に送られてきた参観証と身分証明書のチェック、荷物は空港と同じくエックス線検査もありました。

チェックを受け終わるとバッジを着けて見学開始です。通路を進んでいくと正門から見えた迎賓館が目に入ります。建物内部の見学もできます。外観の写真撮影はOKですが、建物内部の写真撮影はNGです。

迎賓館は、かつて紀州徳川家の江戸中屋敷があった広大な敷地の一部に、明治42年に東宮御所(皇太子の居所)として建設されました。昭和天皇や現在の天皇が一時は使用していたこともあったようですが、東宮御所としてはあまり使用されることなく、戦後、皇室から行政に移管され、国立国会図書館などの公的機関として使用されていた時期もありました。その後、外国の賓客を迎える機会が多くなったため迎賓施設として使用することが決まり、昭和43年から5年有余の歳月と総額108億円の経費をかけ、昭和49年に現在の迎賓館が完成しました。



外観を一通り見て建物内部の見学です。写真は「彩鸞(さいらん)の間」です(パンフレットより抜粋)。金色の装飾が荘厳でした。他に大ホールを含めて4つの部屋がありましたが、ドアのノブなどにかく金色、イスやソファーまで金色の部屋もあり、あまりの豪華さのため息が出ました。部屋には見学コース用の通路ロープが張られていたため、壁や調度品などに近寄って隅々まで見ることはできませんでした。あちこちに案内役が立っていましたが、案内よりも壁や物に手をかけないよう監視しているように感じました。



外に出て次は裏庭の見学です。裏庭ですが表にしてもいいくらいの広さです。最初にチェックを受けた場所の横には簡易テントのお土産コーナーがあり、写真集や絵葉書などを販売していましたがあまり売れていないようでした。

迎賓館から四ッ谷駅への帰り道、外堀通りには大きな街路樹が植わっており夏の暑い日差しを遮ってくれます。セミがやたら鳴いており多摩地域より多いのではと感じるほどでした。街路樹ですから土の部分は少なく、片側2車線から4車線の幹線道路沿い、交通量が多い環境にもかかわらず、街路樹のあちこちにセミの抜け殻がついていました。セミの生命力の強さを感じました。

